

2013年第2回定例区議会報告



第2回定例区議会は7月9日に閉会しました。このパンフレットは、7月13日と25日におこなった区政報告会の内容を基に、その後の情勢を加筆したものです。参院選の結果、公約実現のたたかい、二つの区政問題（住宅施策と、九段小学校・幼稚園の整備計画）についてのご報告です。ご一読のうえ、ご意見をお寄せいただければ幸いです。

2013年8月20日

日本共産党千代田区議会議員

木村 正明

はじめに

こんにちは。猛暑の中、お運びいただきありがとうございます。
都議選につづき参議院選挙でも躍進できました。国政選挙での躍進は、
実に15年ぶりです。まずみなさんのご支援に感謝もうしあげます。

参議院選挙の結果について

こんどの参院選で日本共産党は、改選前の3議席から8議席に躍進し、
非改選とあわせ11議席になり、議案提案権をもつことができました。
比例代表選挙の5議席に加え、選挙区でも東京、大阪、京都で勝利しま
した。特に比例代表選挙の得票でみると、東京と京都は自民について第
二党になりました。第二党というのは、小選挙区選挙でも議席を争う地
位を得たということです。小選挙区でも風穴をあける構えで、いっそう
奮闘いたします。引き続きご支援をお願いいたします。

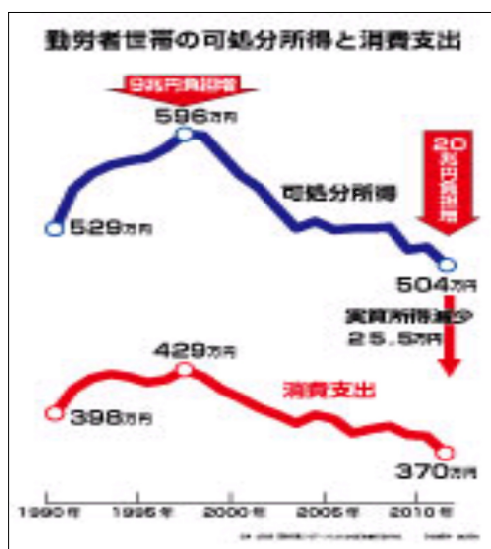
選挙戦で私たちは「自民党と対決し、抜本的対案を示す」という旗を
かけ、日本政治の4つの転換—国民の所得を増やして景気回復、原発
ゼロを目指す、憲法を守り生かす、「アメリカいいなり」をただす—を
訴えぬきました。議席増という新しい条件も生かし、公約実現に力をつ
くしてまいります。

さて自公両党で参議院の過半数を確保した安倍政権は、さっそく暴走
を開始しました。消費税増税、原発再稼働、TPP問題、憲法改悪、
米軍基地問題などです。

これらはいずれも国民多数の声に逆らうものです。暴走すればするほ
ど、国民との矛盾はひろがるでしょう。私たちは国民運動と連帯して、
安倍内閣の暴走とたたかい抜く決意です。

公約実現にむけて～消費税と憲法問題

今日は、「暴走」の中で二つの問題についてお話をしたいと思います。ひとつは消費税の増税問題です。ご商売をされている方から「消費税の増税をなんとしても中止してください」と深々と頭を下げられました。お話をうかがうと「今でも転嫁できないのに、10%になったらお手上げ。店を閉めざるを得ない」とおっしゃるんですね。全力でこの声に応えていきたいと思います。



消費税増税

－ 3か月の経済動向で判断する無謀

安倍内閣は来年4月からの消費税増税の実施を、臨時国会前の9月にも4～6月期の経済指標をふまえて判断すると言います。

グラフをご覧ください。97年に消費税を5%に増税したさいには、働く人の所得は着実に増えていました。それでも消費税増税など9兆円の負担増が経済失速の引き金となりました。それ以降、日本経済は「失われた20年」と言われる長期の後退・低迷に陥っているのです。

景気も所得も低迷しているところに、13.5兆円という空前の大増税です。政府試算でも年収500万円のサラリーマン4人世帯で年11・5万円の負担増となります。ほかの増税や社会保障保険料負担、児童手当削減などを含めると年31万円の負担増です。ひと月分の給与が吹き飛んでしまう。それが、強行されたら、くらしも経済も壊れてしまいます。税収も減り財政危機に拍車をかけることにもなるでしょう。

これだけの大問題をわずか3カ月程度の経済動向で判断する。これほど無謀で無責任なことはありません





せん。私たちは、消費税増税中止の署名運動をこの8月から開始します。是非、署名運動にご協力ください。

権力をしばるのが憲法の役割

いまひとつは憲法問題です。安倍自公政権は、憲法96条改定——憲法改定手続きの緩和——を、憲法9条改定の突破口として押し出しました。

みなさん。この問題は、単なる「手続き論」や「形式論」ではありません。憲法の役割は何か。主権者である国民が、その人権を保障するために、憲法によって国家権力を縛るところにあります。

そのために憲法改定の要件も、時の権力者に都合のいいように、憲法をコロコロと改変することが難しくされております。このことは、世界の多くの国々でも当たり前の原則になっています。

国会による憲法改定の発議要件を、両院の3分の2以上から、過半数にする。すなわち一般の法律並みにしては、憲法が憲法でなくなります。この暴走を何としてもストップさせましょう。

法制局長官を集団的自衛権容認派にクーデター的やり方

参院選後、集団的自衛権の問題が浮上してきました。安倍政権が、これまでの政府の集団的自衛権の憲法解釈を強引に変えようとしているからです。そのために内閣法制局長官を、集団的自衛権行使の容認派に強制的にすぐかえました。クーデター的やり方です。

このやり方に自民党の古賀誠元幹事長も「自衛権については議論する時代にきているが、それを人事で決めるのは怖さがある」（「西日本新聞」8/11付）と述べています。集団的自衛権の狙いは、自衛隊が米軍とともに、何の制約もなく海外で戦争できる国になることです。平和の草の根の力を発揮し、この企てもやめさせようではありませんか。

千代田で憲法守り生かすたたかいを
さて、ここで私は視点を変えて、憲法を守
り生かすたたかいを千代田ですすめる意味に
ついて少し考えたいと思います。

現憲法の制定は45年10月、総司令部（GHQ）が民主的な憲法の制定を政府に促したことからはじまります。これを受け、幣原内閣は松本烝治国務大臣を長とする「憲法問題調査会」で検討を開始しました。しかし翌46年2月、毎日新聞にスクープされた「松本案」は「『天皇八至尊ニシテ侵スヘカラス』と改ムルコト」など明治憲法を字句修正するものにとどまるものでした。

「保守的な試案（松本案）に業を煮やしたGHQ」（「千代田区史」以下、「区史」）は、自ら憲法草案の起草に着手します。注目すべきはGHQの憲法草案づくりに大きな影響を与えたのが、民間団体の憲法研究会が発表した「憲法草案要綱」だったことです。そしてこの憲法研究会の活動が丸の内を舞台に行われていたことです。

「区史」を読んでみましょう。「高野岩三郎、鈴木安蔵、室伏高信を中心とする民間団体の憲法研究会は、丸の内のおおさビルにある新生社の事務所で研究会を重ね、昭和20年12月27日には、国民主権や男女平等などを明記した試案（「憲法草案要綱」）を発表しました」。

この中の「おおさビル」は今の内幸町にありました。千代田区の内幸町ホールの隣、東電本社の斜向かい辺りです。

さて、憲法研究会の中心メン



GHQはなぜ、第一生命ビルに？

「戦前から東京都の建築官僚として働き、戦後、建築界の重鎮となった人物に石井桂氏がいる」「彼は、GHQが進駐するにあたり、マッカーサー元帥から『東京で最も安全な場所はどこか』と聞かれ、『皇居の濠に面した第一生命ビルが鉄筋量も一番多くて安全』と答えている」（「あなたのマンションが廃墟になる日」山岡 淳一郎）。

なるほど、東京で一番安全な建物ということで、マッカーサーは第一生命ビルを選んだのですね。

バーの一人 鈴木安蔵氏は、起草の際の参考資料のひとつに明治15年に草案された植木枝盛の「東洋大日本国国憲按」（以下、「国憲按」）をあげています。植木枝盛といえば、土佐出身の自由民権運動の理論的指導者。実は、植木枝盛も千代田と大いにゆかりがあるのです。「区史」をのぞいてみましょう。

植木枝盛は「1875年（明治8）に上京し、5月には神田錦町一丁目二番地の徳大寺邸の長屋に落ち着き、切りつめた生活の中で...貪欲に独学に励んだ」。さらに「神田の民権活動にも関わっている。また、10年1月には駿河台のニコライ堂の説教に関心を寄せた」とあります。

鈴木安蔵氏を中心とする憲法研究会は、「憲法草案要綱」を起草するにあたり枝盛の「国憲按」を始め20を超える自由民権運動の私擬憲法（憲法私案一木村）を参考にしたといっています。

こう見てくると二つのことに気づきます。ひとつはいまの憲法は決して「押しつけ」られたものではないことです。明治初期の自由民権運動がうんだ多くの私擬憲法が1946年の憲法研究会の「憲法草案要綱」に合流し、その「憲法草案要綱」がGHQにより現憲法に生かされていくのですから。そしてもうひとつ。現憲法が生み出される過程で、歴史の舞台になっていたのが千代田であったということです。

この千代田でくらし、働き、学ぶ私たちが、憲法を守り生かす活動をすすめるのもまた特別の歴史的意味があるのでは...。私にはそう思えてなりません。

区政問題 = くらしと教育にかかわるふたつの問題



次に区政問題です。6月区議会は会期の短い定例会です。でも長期にわたって区民のくらしと教育に関わる問題が報告、審議されました。二つご報告します。

住宅基本計画－改定の二つの視点

ひとつは住宅施策です。区は今年度中に第3次住宅基本計画をつくる予定です。現行の第2次基本計画（04～13年度）は今年度までの計画からです。実は現行の第2次と、最初の第1次基本計画とは大きな違いがあります。第1次は、住宅の「直接供給」を重視し施策の基本にしました。第2次は基本を「市場活用型の施策」に転換したのです。住宅供給の“市場まかせ”ですね。

その結果、何が起きたでしょう。区営住宅の空き家募集の抽選倍率に象徴されます。昨年5月は最高で211倍、今年5月も160倍という高倍率でした。その一方、区内の民間住宅の空き家数は増える一方です（グラフ）。その数、約8400戸です。区内の住宅総数の実に4分の1を占めます。「区営住宅の高い抽選倍率」と「民間住宅の空き家の急増」という対比は、第2次住宅基本計画の方向性を見直す、必要性和緊急性を示しているのではないのでしょうか。

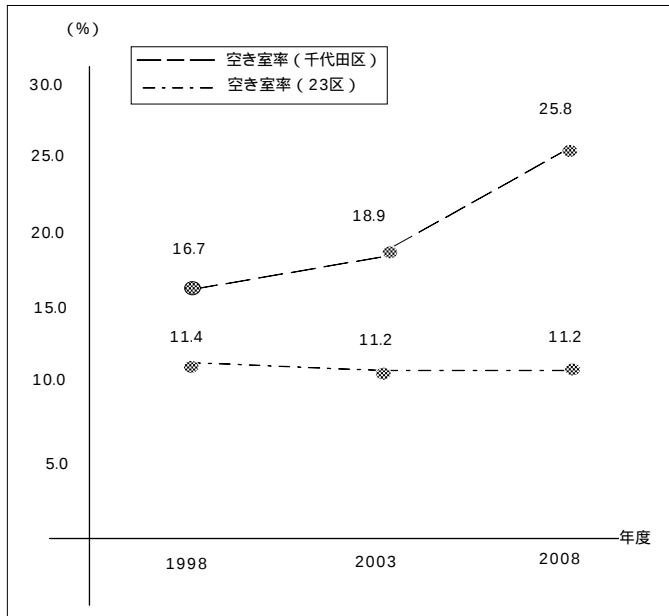
私たち区議団は、住宅基本計画を二つの視点で見直すことを提案しています。ひとつは、住宅施策を通した所得の再分配を強める視点です。貧困と格差がひろがるもと、この機能を強化してこそ、誰もが安心して住み続けられようになるのではないのでしょうか。

いまひとつは、まちづくりの規模を縮小する、ダウンサイジングの視点です。地球環境への負荷を低減することは時代の要請です。今後の人口減社会という社会変化をみすえても、大規模なまちづくりの転換が求められていると思います。

以上の視点にたって私たちは「住宅基本計画の改定にあたっての5つの提案」を作成しました。そこでは現行制度の改善とともに、新しい提案もおこなっています。キーワードは「住まいは人権」です。今日は新しい提案についてお話いたします。



空き室率の推移



住まいは人権の立場で

一つは、民間住宅の空き室の実態調査と活用です。

区の「住宅白書」によると、民間借家に6,860世帯が住んでいます。そのうち世帯収入2百万未満の世帯が12%、約820世帯。2百～3百万円世帯が12.4%、850世帯です。区営住宅

の応募状況が高倍率になるのも当然ですよね。

私たち区議団は、区内の民間住宅の空き室を、借上げ型区営住宅、あるいはシェアハウスとして活用することなどを提案しています。

二つ目は開発協力金・住宅付置制度についてです。

住宅付置・開発協力金制度は、5万人人口の回復をめざし1992年度に創設されました。しくみはこうです。まず、一定規模以上の事務所ビルの開発を行う事業者に対し、区は当該建築物に住宅を付置することを要請します。それが困難な場合には、代わりに付置住宅の建設費に相当する金額（＝開発協力金）の寄付を開発事業者に要請する制度です。

制度が発足し20年が経過しました。今日、一定の見直しが求められています。まず住宅付置制度です。区内の住宅総数の4分の1が空き室状態であるときにこの制度を継続する必要性があるのでしょうか。

開発協力金の活用についても見直しが必要です。当初、協力金は 区民住宅の建設、民間住宅の区民住宅としての借り上げ、区民住宅の

環境整備等に要する事業費、にあててことに限られていました。ところが、区が“市場まかせ”の施策に転換し区民住宅の供給をストップしてからは、協力金は貯まる一方です。そこで区は「要綱」を改定し、「区長が認める定住促進事業」などにも使えるように、範囲を広げてきました。それでも積立額は96億5千万円（2012年度末見込み）にのぼります。協力金は事業者からの寄付金です。明確な使途基準が必要です。

以上を踏まえ、私たちは、住宅付置制度と開発協力金制度を次のような形で発展させることを提案しています。

住宅付置制度は中止し、開発協力金制度を独立した制度として再構築すること。

開発協力金の寄付は、事務所ビルの開発事業だけでなく、一定規模以上のマンション等の開発事業にも要請すること。

開発協力金の使途は、区民住宅（借上げ型含む）の供給に加え、耐震促進事業と家賃助成事業など人権と命を守る事業に充てられるよう明確にすること、です。

三つめが「居住支援協議会」をつくることです。これは住まいの確保が困難な人たちが、民間賃貸住宅に円滑に入居できるように応援する組織です。「住宅セーフティネット法」が根拠です。区、宅地建物取引業者などの不動産関連団体、居住支援を行う団体などから構成されます。同法は、住まいの確保の困難な方を、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て家庭としています。若者など働く貧困層も含め支援するシステムとしてぜひ、千代田区に設けたいと思います。

ぜひみなさんには区議団の「提案」全体をお読みいただきたいと思います。そしてご意見・感想をお寄せください。よろしくお願いします。

九段小学校・幼稚園整備計画

次は九段小学校・幼稚園の整備計画につ



千代田区立九段小学校

いてです。検討内容が今定例会に初めて教育委員会から報告されました。

九段小学校は、「復興小学校」のひとつです。「復興小学校」をご存知でしょうか？ 関東大震災からの復興事業の一環として建設された小学校です。すべて鉄筋コンクリート造りで、当時の最先端の技術を使った、とても歴史的文化的価値ある建築物です。高い耐震耐火機能と合理的な設計、モダンな意匠などに特徴づけられます。九段小学校の校舎をご覧になったことがありますか？ 3階のアーチ型の窓が特徴的ですよね。耐震性が強いと言われています。

現存する復興小学校で、いまま小学校として利用されているのは7校。区内では九段小学校だけです。03年に区の景観まちづくり重要物件の指定を受け、09年に経済産業省により近代化産業遺産に認定されました。

同時に、教育文化財としての価値も注目されています。復興小学校の当時の設計者には学校を「家庭の延長」、「子供の王国」という思想があり、そこに大正デモクラシーの影響をみる専門家もいます。

区教委の対応の3つの問題点

この建築物をどう整備するか。大変難しい問題です。区教委からは、二つの案が示されました。「全面的保存案」と「復元的保存案」です。「全面的保存案」とは、「校舎棟を既存利用し、体育館棟は敷地外のプールと合わせて全面改築」のこと。つまり、既存校舎を利用する案です。一方の「復元的保存案」とは「外観は当時のイメージを継承しつつ、校舎棟、体育館棟合わせて全面改築する」。つまり、全面改築案です。



P T A・同窓会・地域住民・関係者のみなさんで構成された「検討協議会」は昨年7月から、二つの案をめぐって熱心な議論を重ねてこられました。議事録を読むと、毎回白熱した議論が交わされています。

それでも協議会は予定されていた5回の会

議では結論が出ず、今年3月、6回目の協議会が開かれました。そこで各委員さんがご自分の考えを披露されました。最終的に協議会がまとめた文書にはこんな文言があります。

「大多数の委員の意見は、復元的保存案（全面改築案－木村）であるが、一方ですべての委員が十分に納得できない点もある」。



私は、委員のみなさんに苦渋の選択を強いることになった最大の要因は、教育委員会の対応のまずさにあったと考えるものです。主に3つあります。

校舎整備に環境の視点を

ひとつは、教育委員会の提案が議会での区長答弁と違った内容になっていたことです。区長は2010年第3回定例会でこのように答弁していました。

「こうした歴史的建築物をできるならば保存を図りつつ、子どもにとってより良い教育環境と教育活動の場という観点から、施設設備を実現してまいりたい」。

ところが、出てきた案は「全面的保存案」とともに、「復元的保存案」でした。名前を聞くと、保存の仕方の違いだけのよう聞こえますが、両者はまったく違います。先ほども述べたように、「復元的保存案」とは既存校舎をすべて解体する建替え案です。

建替えは、「大量の廃材を排出し環境への負荷を増や」します。また「学校建築に蓄積された記憶が喪失することを意味」します（「関東大震災と復興小学校」小林正泰）。

それに地球温暖化の問題もあります。ご存知のように温暖化の原因はCO₂などの温室効果ガスですね。「日本のCO₂排出量の4割は建築行為」から生まれ、「日本の建築が出すCO₂は、全世界のCO₂排出

量の１％強にも達している」（日本建築学界）といいます。

これからは開発・建築行為のあり方にも環境の視点が求められます。とりわけ教育施設にはそのことが求められるのではないのでしょうか。

「安全」は二つの案の共通の土台

二つ目は論点のすり替えです。教育委員会は、校舎整備の検討の視点を二つ提示しました。「安全・安心の視点」と「教育環境の視点」です。この二つの視点で、二つの案を比べてほしいという問題提起ですね。

しかしこれは、率直に言って論点のすり替えです。校舎は子どもたちの施設です。ですから安全であることは、二つの案の共通の土台でなければなりません。「歴史」と「安全」- どちらを優先しますか、といった論点などありえないのです。

しかも専門家のこんな指摘もあります。阪神・淡路大震災の後、被災したマンション等を調査した京都大学工学部の西澤英和講師がある著書でのべています。

「あの地震で新耐震基準が有効だったということは、十分に検証されていない。証明されたのは、戦前のＲＣ（鉄筋コンクリート）造は、直下型地震に耐えられるということです」（「倒壊」島本慈子）。

初めてこれを読んだ時は驚きました。なぜ戦前のＲＣ造は壊れなかったのか。西澤氏は戦前と戦後の耐震規定の違いを二つ指摘します。

「大きな違いは、戦前の建物は大きな床荷重に耐えられるように骨組みを頑丈に造ったこと。」

「もう一つの違いは、戦前の建築は鉄骨やコンクリートなどの材料に無理をさせないようにしていたことである。」（「地震とマンション」共著）。

この違いを、西澤氏を取材したジャーナリストの島本氏に具体的に説明していただきましょう。

「たとえば教室の床。戦前は『教室の中に人がいっぱいいるところに地

震力が加わる』と考えた。ところが、新耐震基準では『いつも人が満員とは限らない。夜中は誰もいないし、平均したらこれぐらいだろう』という感じで、床にかかっている重みを小さくにとって計算する」。



さらに「戦前の設計は余裕のある設計だ。たとえば、3の強度があっても、1しかないと仮定して建築を考える。それに対して現在の基準は材料を無駄なく使おうとしている。資材の力を限度ぎりぎりまで使い切ろうとするかのような効率設計である」（「倒壊」島本慈子）。

島本さんは、戦前の設計はなぜ、ゆとりを持たせたのか？と自問自答します。そしてこう考えるのですね。

「戦前の人たちの地震への畏怖ではないかと私は思う。想定を超えることが自然界には起こりうる、だから用心しておこうという姿勢。その姿勢こそが...戦前の建造物を、あの激震でも生き残らせたのではないか」。

とても考えさせられました。

私は、学校の整備について議論をすすめるさい、大事な視点が二つあると思います。ひとつは、次代を担う子どもたちにどんな教育をすすめたらいいのか。その教育を支える教育環境はどうあるべきか、という視点です。

いまひとつは、学校は地域のコミュニティの核です。地域の歴史を知るシンボルとして校舎をどう保存していくのか、といった視点です。

こうした議論を軸に、「校舎の安全性をどう確保するか」「教育環境の改善をどうはかっていくか」といった疑問を、専門家の知恵を借りながら、一つひとつ解消していく積み重ねが必要なのではないでしょうか。

区とパシコンの特別の関係

三つめは、九段小学校・幼稚園の整備計画をたてるために基礎調査を委託した企業を協議会の事務局に据えたことです。企業とは、パシフィッ



ク・コンサルタンツ（以下、「パシコン」）です。実は、区とパシコンとは特別に深い関係があるのです。

私は2011年の第4回定例会の決算委員会で、この「特別の関係」を追及しました。少し紹介しましょう。

区がパシコンと契約を交わすようになるのは、石川区政が誕生してからです。その特徴は3つ。第一に、委託調査を中心に契約件数がとにかく多い。石川氏が区長になったのは01年2月。それから10年までの10年間で実に36件です。毎年平均3～4件の契約件数です。区の契約台帳を調べても単年度で複数の委託調査を請け負う企業はほかにありませんでした。その後も関係は続き、11年度には今回の九段小学校・幼稚園と、神田一ツ橋中学校の整備計画の基礎調査をパシコンに委託しています。

第二の特徴は、契約のすべてが入札のない随意契約となっていることです。中には区の会計事務規則が定めた、随意契約の上限金額を超えた契約も見受けられました。第三は契約内容です。まちづくりに関わる委託が圧倒的でした。

このように区とパシコンの関係は特別に深い。その企業が、協議会の事務局兼専門家として配置された。それは、区が考えている方向へ協議会の議論を誘導する役割をもっていたのではないかと、区民に疑問をもたれても仕方ありません。

以上、区教委の対応の問題点を3つのべてきました。最後に強調したいのは専門家の協力です。子どもたちを真ん中により良い学校づくりを議論するうえで、専門家の協力は欠かせません。ですから文科省も学校施設を検討する体制として「専門家等の外部有識者の協力を得ることも有効」とのべているのではないのでしょうか。

千代田地域には様々な専門家が住んでいると思います。建築・教育・医師・歴史・環境 e t c ...。千代田をよく知る各種の専門家の協力は、地域の実態や要求をくみあげた学校づくりにつながります。同時に、こうした専門家の協力が得られれば、竣工後の教育実践がさらに豊かになるのではないのでしょうか。

おわりに

いよいよ最後です。私は冒頭に参院選の結果をご報告しました。千代田区も同様、得票を大幅に伸ばすことができました。昨年12月の総選挙の得票は比例選挙で1,400票でした。それが今回は2,585票です。1.8倍の前進です。

選挙後、宣伝をしていたときに「お宅に入れましたよ」と声をかけてくださった女性がいました。私の知らない方です。嬉しかったです。そして、こうおっしゃるのです。

「共産党を支持はしていないのよ。でも自民党の一人勝ちは怖いから...」。

みなさん。このようにお考えの方は決して少なくないと思います。それだけに、安倍内閣の暴走と正面からたたかう。同時に、公約実現にむけた草の根の運動に誠実にとりくんでいきたい。そう胸に刻みたいと思います。こうした活動を積み重ねる中で、さきほどの方にも「共産党に入れて良かった」「今後も応援しよう」と思っていただけなのではないのでしょうか。

暑い毎日が続きます。くれぐれもご自愛ください。以上で区政報告を終わります。本日は誠にありがとうございました。



第2回定例会で質問＝6月27日



日本共産党千代田区議会議員 木村 正明
 三番町 7 - 2 - 5 1 2 電話 (3 2 6 5) 2 9 7 9 F A X 同左
 E メールアドレス m.kimura24@hb.tp1.jp

